

第6章 重点・競争的配分経費

島 一則（国立大学財務・経営センター）

1. はじめに

本章では、教育研究基盤校費等を本部で留保し、全学的な意向を反映した形で配分する重点・競争的配分経費の実態についてみていくこととする。具体的には、まず本稿で利用するデータについての説明をおこなったうえで、重点・競争的配分経費を定義し、その導入状況について明らかにする（2節）。次に以下の3つの観点に注目して、重点・競争的配分経費の実態についてみていく（①重点・競争的配分経費の目的（3節1項）、②重点・競争的配分経費の確保方法（3節2項）、③重点・競争的配分経費の配分方法（3節3項））。さらに、特徴的な重点・競争的配分経費を有している3校の事例紹介を行う（4節）。以上に加えて、法人化以前における重点・競争的配分経費についての学長の認識と、法人化に向けた方針がどのようなものであったのかについて明らかにする（5節）。最後に、以上の知見をまとめ、そこから得られる含意について整理する（6節）。

2. データと重点・競争的配分経費の定義

2-1 データ

本分析では、平成16年2月末に国立学校財務センター（現：国立大学財務・経営センター）が実施した「国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する全国調査〈学長調査〉」、「国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する全国調査〈事務局長調査〉」（以下「質問紙調査（学長）」「質問紙調査（事務局長）」とする）に加えて、事務局長調査とともに回収した「重点・競争的配分資金」に係わる資料⁽¹⁾と質問紙調査に先立って行われた訪問調査（13校）に際して提供を受けた資料（以下「収集資料」とする）に基づいて分析を行う。なお、質問紙調査（学長）についての回答数は82大学（回答率94.3%）、質問紙調査（事務局長）についての回答数は78大学（89.8%）となっている。また、重点・競争的配分資金についての「収集資料」に関する回答数は62校（回答率71%）となっている。

なお、3節「重点・競争的配分経費の実態」、4節「重点・競争的配分経費の事例紹介」は以上に述べた収集資料に基づいて分析を行い、5節「重点・競争的配分経費に関する認識と法人化に向けた学内資金配分方針」は、質問紙調査（学長）に基づいて行うこととする。

2-2 重点・競争的配分経費の定義と導入状況

まず、重点・競争的配分経費をここでは「教育研究基盤校費」等の一部を直接的に、旧

来の積算校費制に順ずる形で、部局に配分することなく、その一部を本部で留保し重点・競争的に再配分することにより、各大学の目的を達成するための経費と定義する。学内資金配分の実施に当り、このような重点・競争的配分経費を導入している大学は、収集資料に関して有効回答が得られた62校のうち52校（85%）であった。逆に導入していない大学は10校（15%）に過ぎず、法人化以前において、ほとんどの大学で重点・競争的配分経費がすでに導入済みとなっていた実態が明らかになった。

3. 重点・競争的配分経費の実態について

本節では重点・競争的配分経費の実態について、(1) 目的、(2) 確保方法、(3) 配分方法の3点に注目して明らかにしていく。

3-1 重点・競争的配分経費の目的

まず、重点・競争的配分経費の目的についてであるが、具体的にいくつか事例を紹介する。なお以降3節における「 」書きの具体例は、収集資料の文言を基本的にそのまま書き出し、大学が特定される様な情報については●によって伏字とし、一部を・・・によって省略したものである。ただし文章形式になっていないものなどについては、著者がその内容を整理した。

- ①「本学の理念やビジョンに基づいて、大学活性化のために全学予算から措置・・・、学部横断的・独創的な教育及び研究を推進する」
- ②「本学のプレゼンスを向上させ独自性を出すことを目的とした教育を充実するため」「本学のプレゼンスを向上させ独自性を出すことを目的とした研究を充実するため」
- ③「本学における教育研究の高度化に重点的に投資する」
- ④「社会との連携及び教育大学としての教育研究のためのプロジェクト経費」
- ⑤「教育基盤の整備、研究基盤の整備、教育・研究に関するデータベースの構築及び環境の整備に関する事項に重点配分する」
- ⑥「教育環境改善経費について 共通教育（課外活動を含む）及び図書館設備・環境の改善経費を事務局（課外活動分）・附属図書館・大学教育総合センターに配分する」

以上からこれらの重点・競争的配分経費の目的として、大学の主要機能となる教育・研究・社会貢献（①～④）などがあげられると同時に、上記の3機能をサポートする間接的サービス（⑤～⑥のうち一部）もその目的に含まれる事例が存在することがわかる。

3-2 重点・競争的配分経費の確保方法

重点・競争的配分経費の確保方法については、多くの大学が定額方式・定率方式を採用している。ここでいう定額方式とは、教育研究基盤校費等の一定額を、重点・競争的配分経費として確保する方法であり、定率方式とは、教育研究基盤校費等の一定比率を重点・競争的配分経費として確保するという方法である。具体的な事例を複数紹介すると、以下

のような形で重点・競争的配分経費が確保されている。

(1) 定額方式

- ①「大学改革推進特別得経費 20,000 千円 評議会了承」
- ②「学部長及び研究科長・・・の裁量に基づき効果的・重点的に執行されるべき経費（学部長裁量経費）は、当該部局に配分された教育研究基盤校費のうち、●●学部長 9,000 千円、●●学部長 15,000 千円、●●研究科長 3,000 千円とする」
- ③「学内研究経費 8,400 千円、学内設備費 2,000 千円を重点配分財源として教官当り積算校費から確保」
- ④「教育研究等支援経費に総額 80,000 千円を措置し、教育研究等経費として 70,000 千円、特別配分経費として 10,000 千円に区分する」
- ⑤「教育研究基盤校費から 1000 万円を傾斜配分原資」

(2) 定率方式

- ①「競争的配分額（教育研究基盤校費総額の 10%）」「部局長裁量経費（教育研究基盤校費総額の 3%）、大学活性化支援経費（うち全学プロジェクト分、教育研究基盤校費総額の 2%）」
- ②「教育研究基盤校費の 5%を傾斜配分し、教育研究の活性化に資するものとする」
- ③「特別配分経費は、教育研究基盤校費の 10%を充てる（附属学校分は除く）」
- ④「教育環境改善経費に充当する額は、教育研究基盤校費の 5%以内とする。」「特色ある優れた研究教育の推進経費について・・・本経費は「学内 COE 育成支援経費」及び「学部長裁量経費」に充当し、その額は教育研究基盤校費の 5%以内とする。」

また、重点・競争的配分経費の確保方法に関するそれ以外の方法としては、教育研究基盤校費から共通経費分・部局配分分を控除した後の「残額」を重点・競争的配分経費とする事例や教官数積算分を従来の定員数に基づく配分から、現員配分に変更することによって生じる差額などを確保するなどの事例が存在した。具体的な事例としては、次のようなものがあげられる。

(3) 残額方式

- ・「全学共通事業運営費等経費及び分校等共通教育研究・管理経費の財源負担分を確保した後の大学分等の全額」
- ・「教官数積算分及び学生数積算分配分後の残額（共通経費等控除後）については、重点配分財源として配分する」

(4) 定員・現員差額方式

- ・「教官数積算分を定員配分から現員配分に変更することにより生ずる差額」
- ・「定員・現員との差を留保し、その 2 分の 1 を部局長裁量経費として配分する」

残額方式では、形式上高いプライオリティーが、重点・競争的配分経費よりも部局（教官）配分に置かれていることになっており、部局（教官）配分分をより安定的に配分するという目的を有する大学にはより適した方法であると考えることが出来る。また、定員・現

員差額方式は、定員充足率の改善に向けての間接的なインセンティブとなるものと考えられる。

3-3 重点・競争的配分経費の配分方法

重点・競争的配分経費の配分方法については、4つのパターン、(1) 戦略的配分方式、(2) 学内公募方式、(3) 学長・部局長裁量方式、(4) 傾斜配分方式が存在する。

まず、戦略的配分方式の事例としては次のようなものがあげられる。

①「附属図書館を利用してIT教育研究環境の整備を推進する経費として附属図書館に配分する」「教育活動に関わる教員研修等を実施し、教育レベルの向上を目指す経費として以下の部局に配分する」

②「心理教育相談室を運営するための基礎的経費」

学内公募方式の具体的な事例としては、次のようなものがあげられる。

①「1) 申請のあったものについて、申請審査会において本学の教育研究に資するものであるかの観点から審査し、審査結果を大学運営会議に報告。2) 大学運営会議では、審査結果を踏まえて審議し、経費の範囲内の教育研究の実施に必要な配分額等を決定する。3) その結果を各教授会に報告する。」

②「各委員会等からの要求に基づき、経費の趣旨との適合性及び教育研究概要の明確性等を予算委員会で審査の上決定し、14年度予算の範囲内において当該委員会等へ配分する。」

③「本学の研究の高度化・活性化等を目指す事業への支援のうち、プロジェクト研究支援については、審査委員による審査のうえ決定。」

④「過去の採択実績等を考慮し予算委員会で決定する（平成12年度までは申請が多数の場合は抽選としていたが、抽選で行うと何度も当たる人と一回も当たらない人ができる可能性があるため）」

次に、学長・部局長裁量方式についてであるが、こちらは学長・部局長による裁量にもとづき配分される。

最後に、傾斜配分方式についてであるが、具体的には次のような例が挙げられる。

①

ア. ●●学部●●学科～過去3年間の実績（1. 教育①入学試験の問題作成・採点②各種委員会の委員の経験③Faculty Developmentの出席者④公開講座 2. 研究①過去3年間のIF総数/教官数②過去3年間の総論文数/教官数③過去3年間の博士号取得者数/教官数 3. 診療指数 ①診療指数②病理業務・司法解剖・放射線読影・麻酔）を各講座より自己申告し、それを基準に各講座の順位をつけ配分。

イ. ●●学部～傾斜配分原資を以下の基準による研究室単位での評点の比率に基づいて配分。A.教育（1 平成9-13年度（過去5年間）、当該研究室への●●科研究科博士後期卒業学生または学術振興会特別研究生（DC,PD）の在籍者数）B.研究（過去3年間のイン

- パクトファクター、国際学会・国際シンポジウムで招待講演、学会賞・奨励賞等) C.外部資金(科学研究費・他省庁研究費・受託研究費・委任経理金・財団研究助成費など)
D.職員移動活性化・その他(過去三年間において、研究室の職員の移動・各種委員会員)
- ウ. ●●研究所～職員数を考慮した論文数、IF 指数、JTM 指数を算出し、配分指標にする。
その上で、当該部門の指数を部門・センターの指数合計で割った値が配分比率となる
- ②「評価項目は「教育活動」「研究活動」「学内業務」「社会貢献」の4カテゴリーとし、それらを総合して判断する。各カテゴリーの項目に関する活動や実績等を点数化して評価する。活動や実績等の評価は、自己申告書と既存データをもとに学長が行う(副学長補佐)。ただし、「学内業務」の中の「教授会選出の委員会委員」の評価については、当該委員会の委員長の評価を参考にする。評価の合計点数が多い順にAランク20%、Bランク60%、Cランク20%の3段階に区分し、2:1:0の比率で配分する。」
- ③「外部資金(科研費、奨学寄附金、共同研究、受託研究)の導入実績及び教育研究実績等に基づき一定の評価基準により算定する。配分枠についてはおおむね外部資金80%、共通教育分10%、研究業績分10%とする。」
- ④「経費は配分対象者から提出された配分申請書の教育研究活動実績、地域・社会における活動実績その他の必要な事項を点数化して評価を実施し、これに基づき配分する。評価の区分は、A、B及びCの3段階とする。評価は、教授、助教授・講師及び助手別に原則として次の割合とする(A:20% B:70% C:10%)。配分額は、配分単価に次の配分率を乗じて得た額とする(A:150% B:100% C:50%)。」
- 以上において重点・競争的配分経費を目的・確保方法・配分方法の三点に注目してきた。これらを整理すると以下ようになる(表1)。

表1 重点・競争的配分経費の類型

名称	目的	確保	配分
戦略的配分経費	教育 研究 社会貢献 間接的サポート	定額 定率 残額 定員－現員差額方式	全学的な観点から、必要な経費として使途・額などが決定される経費
学内公募経費			全学的な観点から学内公募等を行い、学長を中心とする執行部や財務委員会等の検討を経て、採択プロジェクトや額などを決定するもの。
学長・部局長裁量経費			学長・学部長が各々の裁量に基づいて経費を配分するもの
傾斜配分経費			一定の基準(教官・学生の定員充足率や科研費の申請件数など)に基づいて部局への配分額に傾斜をつけて配分するもの

4. 重点・競争的配分経費の事例

以上において、重点・競争的配分経費を3つの側面から見てきたが、次に特徴的な事例を3校詳細に紹介する。なお以下の内容は収集資料に基づき著者が整理し直したものである。

4-1 A 大学の事例

A 大学における事例では、まず教育研究重点経費として教育研究基盤校費の12% (217,475千円) が確保される。この教育研究重点経費の内訳としては、社会貢献重点経費 (23,922千円)、教育研究環境重点整備費 (89,165千円)、大学改革等推進経費 (30,446千円)、教育評価による傾斜配分 (36,971千円)、研究評価による傾斜配分 (36,971千円) となっている。これらはそれぞれ以下の形で配分額が決定される。

1. 社会貢献重点経費

地域連携推進室が配分方法の検討→地域連携推進本部が配分方法の決定→各部局に照会・公募を募る→要求・応募の受付→推進室で採択の検討→本部で採択の決定。

2. 教育研究環境重点経費

(1) 施設整備関係：各地区施設整備小委員会において整備方針の検討→施設整備委員会において整備方針の決定→各部局に照会、各部局から要求→小委員会で整備計画の検討→委員会で整備計画の決定。(2) 設備関係：部局長会議が重点的に整備すべき部局の検討・決定を行う。

3. 大学改革等推進経費

部局長会議が重点的に取り組む課題に関する検討・決定(配分に関する全学委員会の検討・決定)→全学委員会に紹介→全学委員会からの要求→部局長会議での配分計画の検討・決定

4. 教育評価による傾斜配分

学部に対する配分(附属病院及び研究所への配分を除く)について、①基準配分として、財源(36,971千円から病院(2,821千円)、研究所(1,584千円)負担分を差引き32,566千円とする。)の60%(19,540千円)を充て、各学部・各研究科の学生収容定員数(学部学生を1、修士課程の学生を2、博士課程(●●学部)の学生を3、博士課程の学生(●●学部)の学生を4として係数積算)に基づき算出する ②残り40%(13,026千円)を評価項目の自己評価結果の配点に基づき指標化して算出する。

5. 研究評価による傾斜配分

(1) 基準配分 基準配分として、財源(36,971千円)の60%(22,183千円)を充て、各部局の教官定員数により算出した率により算出する。(2) 加算配分 残りの40%(14,788千円)は平成14年度科学研究費補助金の申請件数及び採択件数を指標化して、算出する。

4-2 B 大学の事例

B 大学では重点配分として、教官数積算分及び学生数積算分配分後の残額（共通経費等控除額）（60,000 千円（仮定））について、以下のとおり配分されることとなっている。

まず上記の金額を（1）研究支援費、（2）教育支援費、（3）社会貢献支援費としてそれぞれ、50%（30,000 千円）、42%（25,000 千円）、8%（5,000 千円）に割り振る。そのうえで、

（1）研究支援費は、①個人研究支援費（80%）、②特別研究支援費（20%）、（2）教育支援費は①授業充実費（70%）（a.授業に要する経費を基礎に配分する分（70%）、b.授業の受講生数を基礎に配分する分（30%））、②教育業績費（20%）（a.研究指導実績、b.教員採用実績、c.正規外指導実績、d.教育改善業績）、③特別教育支援費（10%）、（3）社会貢献支援費は、①地域教育活動費（50%）、②生涯学習活動費（50%）にさらに分けられる。

そうしたうえで、（1）研究支援費のうち、①個人研究支援費については、著書、学術論文、プロシーディング及び学会発表、実技（設計・製作、演奏、競技等）、翻訳・訳注、辞典・事典・ハンドブック等、学会諸役員、科学研究費補助金等に関してそれぞれについてのポイント（1～4ポイント）を設定し、その値を加算しそのポイントにより案分する。また、②特別研究支援費は、全学規模のプロジェクト研究として、計画書等により検討部会で配分額を調整し、一定額がプロジェクトに配分される。

次に、（2）教育支援経費については次のようになっている。①授業充実経費のうち、a.授業に要する経費を基礎に配分する分については、過去3年及び当該年度の経費の所要額の申告に基づき、額の高額な科目から順次、20%を経費の必要度が極めて高い授業科目、40%を経費の必要度が高い授業科目、20%を経費の必要度が比較的高い授業科目とし（経費の必要度が標準的な授業科目は申告を要しない）、それぞれポイント（1～4）を設定したうえで（標準的な事業科目も含む）、合計ポイントに基づき配分する。b.授業の受講生数を基礎に配分する分（30%）については、当該年度における受講生数に応じて各部に配分する。また、②教育業績費については、a.研究指導実績分として、学生（卒業生、修了生を含む）の研究業績を研究支援費の個人研究支援費に準じて評価し、教員採用実績（学部生、大学院生、通年度学生）、正規外指導実績（教員採用対策指導、補講、課外活動）、教育改善業績（FD活動（授業評価の実施ほか））などもそれぞれポイントが割り振られ（2～4）配分額が決定される。なお、③特別教育支援費は、教育支援措置に関する計画書等により検討部会で配分額を調整して配分される。

最後に、（3）社会貢献支援費のうち、①地域教育活動費については、教育行政・学校等での活動（指導、助言、講演等、諸会議の委員）、講師派遣事業（指導、助言、講演等）に対してそれぞれポイントが与えられ（2・4）配分額が決定される。②生涯学習活動費については、公開講座・認定講習（講師、助言等）に対してポイントが与えられ配分額が決定される。また地域市民等への教育啓発活動、シンポジウム、演奏会、展覧会等については、計画書等により検討部会で配分額を調整して配分額が決定される。

4-3 C 大学の事例

C 大学の事例では、教育研究基盤校費の傾斜配分に関して、大きく三つの分類（(1) 定員関係、(2) 教育関係、(3) 研究関係）がなされている。

まず、(1) 定員関係についてみていくと、教員の定員・現員との差で留保した教育研究基盤校費額の 1/2 を、部局長裁量経費（追加分）として配分している。

次に、(2) 教育関係に関しては、①大学院生の確保状況として、修士課程と博士課程について入学定員に対する現員の比率とし、過去 3 年間平均で修士課程は 90%未満、博士課程は 70%未満を査定する。これらの基準が満たされていない場合は、教育研究基盤校費学生分の修士分、博士分からそれぞれ 1%が減額される。②博士号の授与状況として、過去 3 年間平均で授与率 70%未満を査定し、その基準が満たされていない場合は、教育研究基盤校費学生分の 1%が減額される。③留学生、社会人の受入状況については、入学定員に占める過去 3 年間の平均割合がそれぞれの課程で 20%を上回っている場合は、留学生、社会人各々について教育研究基盤校費学生分 1%を加算する。

最後に、(3) 研究関係についてであるが、①科学研究費補助金応募状況に関しては、各部局の助手以上の現員に対する応募（申請）率が過去 3 年間平均で 70%以上であることを基準として、これを満たさない場合は教育研究基盤校費教官分の 1%を減額する。また、高額な科学研究費（当該年度 1 件 2,000 万円以上）を獲得した研究者には、校費（100 万円）を支援する。②「●●データベース」入力状況については、講師以上を対象として、入力状況（公開済み）が 90%未満の部局を査定し、教育研究基盤工費教官分の 1%を減額する。最後に、任期制教官の導入状況（「●●大学教官の任期に関する規則」において、任期制導入の組織及び対象となる職種を登録した部局）により、教育研究基盤校費教官分の 1%を増額する。

5. 重点・競争的配分経費に関する認識と法人化に向けた学内資金配分方針

5-1 重点・競争的配分経費についての学長の認識

以上において、重点・競争的配分経費に関する実態（目的・確保方法・配分方法）を見てきたが、以下ではそれらの額についての学長認識についてまとめることとする。具体的には、重点・競争的配分経費とそれに加えて比較参照のため基盤的な教育研究費についての学長認識をみてみた（表 2）。

表 2 学長による重点・競争的配分経費と基盤的教育研究経費についての認識

度数	基盤評価					合計	
	十分	まあ十分	どちらとも いえない	やや不十分	不十分		
重点	十分	0	1	0	1	0	2
競争 評価	まあ十分	0	4	2	4	0	10
	どちらとも いえない	0	0	4	8	2	14
	やや不十分	1	3	12	20	5	41
	不十分	0	0	5	2	5	12
合計		1	8	23	35	12	79

まず、重点・競争的配分経費についての学長の認識（全学的な重点・競争的配分経費の配分額についてどのようにお考えですか）であるが、53校（67.1%）が「やや不十分」もしくは「不十分」と答えており、全体の84%の大学重点・競争的配分経費を導入しながらも、これらの経費がまだ十分に確保されていないとの認識が存在することが明らかになった。しかしながら、各教官の基盤的な教育研究費についての認識（各教官の基盤的な教育研究費についてどのようにお考えですか）も同様に、47校（59.5%）が「やや不十分」もしくは「不十分」と答えており、これらの経費も十分に確保されていないことがわかった。上記の両経費は、各大学内の一定の予算内においては、他方を増額すれば、他方を削減しなければならないという関係になっているわけだが、全大学の両変数についての相関係数をみると、0.251となっており、5%水準で有意となっている。この数値が述べていることは、調査時点（平成14年度時点）において重点・競争的配分経費が十分である大学ほど、基盤的経費も十分あり、重点・競争的配分経費が不十分な大学ほど、基盤的経費も不十分であると感じる傾向にあるということが明らかになった。

5-2 法人化に向けた学内資金配分方針

次に、法人化に向けた学長の学内資金方針はについてまとめたものが表3である。

表3 法人化に向けた学内資金配分方針

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	15	17.9	18.5	18.5
1.00	47	56.0	58.0	76.5
2.00	13	15.5	16.0	92.6
3.00	4	4.8	4.9	97.5
4.00	2	2.4	2.5	100.0
5.00				
合計	81	96.4	100.0	
欠損値 システム欠損値	3	3.6		
合計	84	100.0		

（1に近づくほど競争的・傾斜的 5に近づくほど安定的・平等的）

表3からは、法人化に向けた学内資金配分方針として、62大学（76.5%）が教育研究費の配分について、競争的・傾斜的に配分する方針（教育研究活動が活発な教官や部局に、競争的・傾斜的に配分する）を目指しており、平等的・安定的に配分する方針（可能な限り平等的・安定的に配分する）を掲げている大学は6校（7.4%）に過ぎない。このことは、今後も重点・競争的配分経費の導入・拡大が進むであろうことを意味している。このことは、裏返せば、すでに基盤的な教育・研究費が不足している大学でもさらに重点・競争的な配分を行われるであろうことを意味しており、結果として基盤的な教育・研究費が一層不足するケースが多発することが懸念される（基盤的な教育研究費が不十分であると認識している学長48名のうち、教育・研究費をより競争的・傾斜的に配分する方針とするものは

35名となっており、逆に安定的・平等的に配分するものは5名に過ぎない（表4）。

表4 基盤的な教育研究費に対する学長認識と法人化後の配分方針

度数	基盤評価					合計	
	十分	まあ十分	どちらとも いえない	やや不十分	不十分		
競争 平等	1.00	0	5	4	4	2	15
	2.00	1	2	14	21	8	46
	3.00	0	1	4	7	1	13
	4.00	0	0	0	3	1	4
	5.00	0	0	1	1	0	2
合計		1	8	23	36	12	80

(1に近づくほど競争的・傾斜的 5に近づくほど安定的・平等的)

6. まとめ

以上の知見を取りまとめると次のようになる。(1) 重点・競争的配分経費は法人化以前において、すでに84%の大学で導入されていた。(2) 重点・競争的配分経費として大学に導入されているものは大きく分けて、①戦略的配分経費、②学内公募経費、③学長・部局長裁量経費、④傾斜配分経費の4つに分類される。(3) なお、これらの目的としては、①教育、②研究、③社会貢献、④間接的サービスが上げられ、経費の確保方法としては、①定額方式、②定率方式、③残額方式、④定員・現員差額方式が存在する。(4) 実際には、それぞれの大学で、以上の方式を組み合わせることにより、各大学の独自の重点・競争的配分経費の導入がなされていることが事例研究に基づいて明らかになった。(5) 重点・競争的配分経費の導入状況にもかかわらず、法人化以前における学長の認識(67.1%)によればそれらの額では十分でないとして認識されている。(6) また、上記の認識に基づいて、76.5%の学長が法人化後により競争的・傾斜的な配分の推進を企図しており、このことは、基盤的な教育研究費の確保の点で大きな問題が生じる可能性をはらんでいることを意味している。

以上の重点・競争的配分経費の実態・認識に基づいて、法人化後に検討が進められている学内資金配分方式のあり方についての考察を行う。(1) 重点・競争的配分経費の導入がすでに84%まで進み、さらにより競争的・傾斜的な配分が志向される状況の中で、これらの経費の導入・拡大そのものが自己目的化されることなく、各大学の使命・戦略もしくは中期目標・中期計画にそった学内資金配分方式の一環として、導入(もしくは非導入)が議論されなければならないであろう。また、導入に際しても、その導入目的に沿った目的・確保方法・配分方法の設定等が合理的な形で選択されなければならない。(2) つぎに、以上の作業と平行して、これらの重点・競争的配分経費の効果そのものについての評価が必要になってくる。というのは、大学の目標・計画とも整合的であり、その趣旨に沿った目

的、確保方法、配分方法が選択されたとしても、結果として目的どおりの結果が得られるかどうかはまた別の問題ということになる。重点・競争的配分経費の目的は、導入・拡大自体にあるのではなく、目的とする教育・研究・社会貢献サービス、さらには間接的サービスの改善にある。この点から、各大学において導入された重点・競争的配分経費の効果についての検討が今後必要であると考えられる。また、本稿では扱わなかった重点・競争的配分経費の種別の導入状況等についても稿を改めて論じることとする。

<注>

(1) 当該資料は事務局長調査の第Ⅱ部として、以下の形で収集を行ったものである。「貴学で作成されている資料（部分的に関連すると思われるものでも結構です）を、その資料の番号を記入の上、ご提出ください」「資料8 貴学が、重点・競争的配分資金の措置を行っている場合、拠出・控除の対象としている費目、拠出・控除の比率もしくは額をまとめた資料」「資料9 重点・競争的配分資金の各資金の目的・内容と額（予算）、配分方法、決算等をまとめた資料」として提出されたもの。

<参考文献>

島 一則 2004, 「国立大学における学内資金配分」国立大学財務・経営センター『大学財務経営研究』第1号 101～119頁